

平成 25 年 6 月 13 日
農 林 水 産 省

第 35 回産業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項 に対する回答

「前回答申における今後の課題への対応状況」に係る審議において整理、報告等が求められた事項

1 農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用を検討することについて

農業構造動態調査（農林業センサスの実施年以外の年の農業構造の実態を把握するため実施している一般統計調査）においては、既に平成 23 年調査（平成 23 年 2 月実施）から、組織経営体を対象にオンライン調査を導入している。

農業構造動態調査におけるオンラインによる場合とそうでない場合を精度面から比較した数字等について整理し、報告していただきたい。

（回答）

農業構造動態調査は、農林業センサス実施年以外の中間年（暦年の末尾が 0 か 5 以外の年）における農業構造の変化を明らかにするため、毎年標本調査として農林水産省で実施している一般統計である。

調査対象は農林業センサスの調査対象でもある農業経営体であり、平成 23 年調査より組織経営に限定し、回収方法にオンライン報告を併用しているところである（調査の詳細は別添 1 参照）。

農林業センサスにおけるオンライン報告の導入にともなう数値的な影響を考察するため、当該調査において、平成 24 年は紙ベースの調査票の提出をし、平成 25 年はオンライン報告へ変更した客体を抽出し、数値の動向を確認したところであるが、結果に有意な差を生じるような影響を見いだすことは困難であった。

そのため、農林水産省としては、オンライン報告の導入により、結果の利用に支障を招くことはないことから、より円滑な導入拡大に向けて、2015 年農林業センサスにおいて一部の地域でオンライン報告を導入することとしたい。

オンライン調査を拡充していくためのアイデアとして、認定農業者など規模の大きい経営体に対する積極的な協力要請、使い勝手のよいオンラインシステムの構築、これまでとは違った形での統計調査員に対する指導・訓練といった取組が示されたが、今回のオンライン調査の試験的な実施は、このような取組を進めるに当たっての必要な情報を集めるためのものであると考える。これらの情報の活用を含め、どのようなところに視点を置いて、事後的な検証を行うこととしているのか、偏りの有無の検証に併せて、整理し、報告していただきたい。

(回答)

2015年農林業センサスにおけるオンライン報告の導入は、今後の導入拡大に向けた課題を把握し、円滑かつ効率的なオンラインの導入拡大に向けた検討を行うとともに、導入拡大の方向性を検討することを、検証の視点としている(詳細は別添2参照)。

2 農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計について検討することについて

2010年世界農林業センサスでは、農林業経営体調査票の対象となった約173万経営体のうち、林業について回答しているのは約14万経営体と1割未満であり、9割以上については調査票の林業部分は空欄となっていることになる。それにも関わらず、調査票の様式を一つとしていることが適当であるのかどうか、説明していただきたい。

(回答)

農林業経営体を大別すると、以下のとおり農業経営体と林業経営体に区分されるが、本調査では、農林業経営体に該当した場合、農業関係、林業関係を問わず、設定しているすべての調査項目に回答することとしている。

図4 農林業経営体の内訳

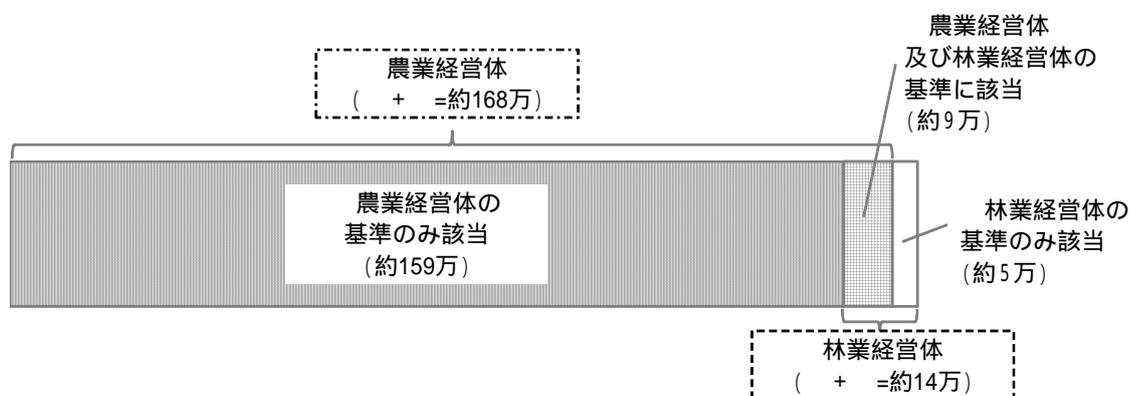


図5の農林業経営体タイプ別集計は「農業生産を行う」、「農作業受託を行う」又は「経営耕地がある」場合を『農業を行う』とし、「林業生産を行う」、「林業作業の受託を行う」又は「保有山林がある」場合を『林業を行う』として分類した結果であるが、図4との差からも明らかなように、農業経営体であっても山林を保有している経営体が多く存在し(その逆も然り)、農業と林業は同一主体のもとで耕地や山林の所有に基づき密接に結びついているため、農業経営体と林業経営体は相互に流動的に推移している関係にある。

図5 農林業経営体タイプ別経営体数



そのため、農林業経営体に該当する林業経営体について、林業項目のみの調査票を使用した場合、調査対象が林業経営体であるか否かについて、調査員は紛れなく判別し調査票

を配り分けていくことが最低限必要であるとともに、農業経営を行っているにも関わらず過小に申告し、より簡略的な林業経営体の調査票へ逃げ込む^{注)}ことによる結果への影響も懸念される。

以上のとおり、林業経営体について別途調査票を用意することは、調査員段階での配り分けの負担が増加し、逃げ込みによる結果への影響も懸念されることから、効率的かつ的確に実態を把握するには、農業と林業は一体的に把握することが重要である。

注) 2000 年世界農林業センサスでは、農家の規模に応じて調査票を 2 種類 (詳細調査票と簡略調査票) 使用したが、回収後の調査票の内容を確認したところ、調査員段階で調査票の配り分けの誤りが散見され、本来使用すべき調査票による再調査を実施するなど、調査の現場段階で混乱が生じた。

また、意識的に簡略調査票の対象となるよう規模を過小に申告するなどの逃げ込みが生じた恐れがあるとし、都道府県、市町村からは改善を求める意見が挙げられたところである。